【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年4月25日 |
| 【計算期間】 | 第1期中（自 平成24年7月27日 至 平成25年1月26日） |
| 【ファンド名】 | 日興ＵＢＳアジア株式リスク・コントロール・ファンド |
| 【発行者名】 | ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 岡村 進 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号<br>大手町ファースト スクエア |
| 【事務連絡者氏名】 | 佐井 経堂 |
| 【連絡場所】 | 本店の所在の場所に同じ |
| 【電話番号】 | 03-5293-3667 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。 |

# 1【ファンドの運用状況】

## (1)【投資状況】

（2013年2月28日現在）

| 資産の種類 | 国または地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 3,029,643,556 | 99.82 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 5,455,507 | 0.17 |
| 合計（純資産総額） | ― | 3,035,099,063 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）ＵＢＳアジア株式リスク・コントロール・マザーファンド

（2013年2月28日現在）

| 資産の種類 | 国または地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 韓国 | 372,524,730 | 12.29 |
| | インド | 342,488,917 | 11.30 |
| | 香港 | 278,201,873 | 9.18 |
| | 中国 | 242,837,058 | 8.01 |
| | ケイマン | 214,909,970 | 7.09 |
| | インドネシア | 199,437,624 | 6.58 |
| | 台湾 | 173,361,672 | 5.72 |
| | タイ | 173,293,642 | 5.72 |
| | シンガポール | 150,562,362 | 4.96 |
| | フィリピン | 55,462,387 | 1.83 |
| | バミューダ | 29,408,226 | 0.97 |
| | 小 計 | 2,232,488,461 | 73.68 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 797,092,406 | 26.31 |
| 合計（純資産総額） | ― | 3,029,580,867 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
(注)「国または地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（2）【運用実績】

①　【純資産の推移】

2013年2月28日および同日1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額（百万円）（分配落） | 純資産総額（百万円）（分配付） | 1口当たり純資産額（円）（分配落） | 1口当たり純資産額（円）（分配付） |
|---|---|---|---|---|
| 2012年7月末日 | 12,274 | － | 0.9985 | － |
| 2012年8月末日 | 13,127 | － | 1.0040 | － |
| 2012年9月末日 | 11,179 | － | 1.0550 | － |
| 2012年10月末日 | 6,926 | － | 1.0763 | － |
| 2012年11月末日 | 4,215 | － | 1.1432 | － |
| 2012年12月末日 | 2,271 | － | 1.2341 | － |
| 2013年1月末日 | 2,489 | － | 1.3436 | － |
| 2013年2月28日 | 3,035 | － | 1.3472 | － |

②　【分配の推移】

該当事項はありません。（2013年2月28日現在）

③　【収益率の推移】

| 期　間 | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1期計算期間（中間期） | 32.7 |

## 2【設定及び解約の実績】

| 期　間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---|---|---|
| 第1期計算期間（中間期） | 13,996,970,089 | 12,121,391,837 |

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## ３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
　なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成24年7月27日から平成25年1月26日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

# 中間財務諸表

## 日興ＵＢＳアジア株式リスク・コントロール・ファンド

### (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 当中間計算期間末<br>平成25年 1月26日現在 |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 186,180,014 |
| 親投資信託受益証券 | 2,480,552,622 |
| 未収入金 | 52,000,000 |
| 未収利息 | 255 |
| 流動資産合計 | 2,718,732,891 |
| 資産合計 | 2,718,732,891 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 150,045,590 |
| 未払受託者報酬 | 2,918,400 |
| 未払委託者報酬 | 76,295,335 |
| その他未払費用 | 1,118,678 |
| 流動負債合計 | 230,378,003 |
| 負債合計 | 230,378,003 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,875,578,252 |
| 剰余金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 612,776,636 |
| 元本等合計 | 2,488,354,888 |
| 純資産合計 | 2,488,354,888 |
| 負債純資産合計 | 2,718,732,891 |

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 当中間計算期間<br>自 平成24年 7月27日<br>至 平成25年 1月26日 |
|---|---|
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 7,317 |
| 有価証券売買等損益 | 1,696,094,228 |
| 営業収益合計 | 1,696,101,545 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 2,918,400 |
| 委託者報酬 | 76,295,335 |
| その他費用 | 1,118,678 |
| 営業費用合計 | 80,332,413 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 1,615,769,132 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 1,615,769,132 |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | 1,615,769,132 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△） | 1,134,564,167 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | ― |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 180,305,449 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 180,305,449 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 48,733,778 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 48,733,778 |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 612,776,636 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券
移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
金融商品の時価に関する補足情報
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(中間貸借対照表に関する注記)

| 当中間計算期間末<br>平成25年 1月26日現在 |
|---|
| 1.中間計算期間末日における受益権の総数<br>1,875,578,252口 |
| 2.中間計算期間末日における1口当たり純資産額<br>1.3267円<br>(1万口当たり純資産額)(13,267円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 当中間計算期間<br>自 平成24年 7月27日<br>至 平成25年 1月26日 |
|---|
| 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額<br><br>報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.318%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額 |

(金融商品に関する注記)
金融商品の時価等に関する事項

| 当中間計算期間末<br>平成25年 1月26日現在 |
|---|
| 1.中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額<br>金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項<br>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。<br>(2)有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(3)デリバティブ取引<br>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 |

(デリバティブ取引等に関する注記)
当中間計算期間末(平成25年 1月26日現在)
該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 当中間計算期間<br>自 平成24年 7月27日<br>至 平成25年 1月26日 |
|---|---|
| 元本の推移 | |
| 期首元本額 | 11,697,458,394円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,299,511,695円 |
| 期中一部解約元本額 | 12,121,391,837円 |

**(参考情報)**
**当ファンドは「ＵＢＳアジア株式リスク・コントロール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。**
**なお、同ファンドの状況は以下の通りです。**

**「ＵＢＳアジア株式リスク・コントロール・マザーファンド」の状況**
**なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。**

**ＵＢＳアジア株式リスク・コントロール・マザーファンド**

**(1)貸借対照表**

**(単位：円)**

| | 平成25年 1月26日現在 |
|---|---|
| | 金額 |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 435,941,428 |
| コール・ローン | 3,727,695 |
| 株式 | 1,834,714,539 |
| 社債券 | 47,676,591 |
| 派生商品評価勘定 | 11,566,024 |
| 未収入金 | 77,845,966 |
| 未収配当金 | 874,529 |
| 未収利息 | 5 |
| 前払金 | 138,940,119 |
| 差入委託証拠金 | 24,820,708 |
| 流動資産合計 | 2,576,107,604 |
| 資産合計 | 2,576,107,604 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 1,124,422 |
| 未払金 | 42,413,404 |
| 未払解約金 | 52,000,000 |
| 流動負債合計 | 95,537,826 |
| 負債合計 | 95,537,826 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,871,267,820 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金(△) | 609,301,958 |
| 元本等合計 | 2,480,569,778 |
| 純資産合計 | 2,480,569,778 |
| 負債純資産合計 | 2,576,107,604 |

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法
株式、社債券、投資証券
移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法
(1)株価指数先物取引
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。
(2)為替予約取引
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4.収益及び費用の計上基準
(1)配当株式の計上基準
配当株式は、原則として配当株式に伴う費用が確定した段階で、株式の配当落ち日翌日に計上した数量に相当する券面額または発行価額を計上しております。
(2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1)外貨建取引等の処理基準
外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
(2)金融商品の時価に関する補足情報
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 平成25年 1月26日現在 |
|---|---|
| 1.計算期間末日における受益権の総数 | 1,871,267,820口 |
| 2.計算期間末日における1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.3256円<br>(13,256円) |

(金融商品に関する注記)
金融商品の時価等に関する事項

| 平成25年 1月26日現在 |
|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額<br>金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項<br>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。<br>(2)有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(3)デリバティブ取引<br>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明<br>デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
通貨関連
平成25年 1月26日現在

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | うち1年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買 建 | | | | |
| | 米ドル | 6,229,350 | ― | 6,365,866 | 136,516 |
| | 売 建 | | | | |
| | 米ドル | 52,000,000 | ― | 52,988,172 | △988,172 |
| | 香港ドル | 6,229,350 | ― | 6,365,600 | △136,250 |
| | 合計 | 64,458,700 | ― | 65,719,638 | △987,906 |

(注1)時価の算定方法
為替予約の時価
1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
ロ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

株式関連
平成25年 1月26日現在

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち1年超(円) | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>買 建<br>MSCI All Countries Asia Ex Japan Index Futures Mar13 | 586,840,290 | ― | 598,269,798 | 11,429,508 |
| | 合計 | 586,840,290 | ― | 598,269,798 | 11,429,508 |

(注1)
1.時価の算定方法
株式指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2.株式指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3.契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

| 項目 | 自 平成24年 7月27日<br>至 平成25年 1月26日 |
|---|---|
| 1.元本の推移 | |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 11,697,458,394円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,536,291,942円 |
| 期中一部解約元本額 | 11,362,482,516円 |
| 2.計算期間末日における元本の内訳 | |
| 日興ＵＢＳアジア株式リスク・コントロール・ファンド | 1,871,267,820円 |
| 合計 | 1,871,267,820円 |

# ４【委託会社等の概況】

## (1) 【資本金の額】

半期報告書提出日現在：　22億円
発行する株式の総数：　86,400株
発行済株式総数：　21,600株

## (2) 【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託は平成25年2月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

| 種類 | ファンド数 | 純資産総額（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 79 | 1,103,023 |
| 合計 | 79 | 1,103,023 |

## (3) 【その他】

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

# 5【委託会社等の経理状況】

## 1.　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

## 2.　監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

# 1 財 務 諸 表

## (1) 【貸借対照表】

| 期 別 | | 第16期（平成23年3月31日） | | 第17期（平成24年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科 目 | 注記番号 | 内訳 | 金額（千円） | 内訳 | 金額（千円） |
| （ 資 産 の 部 ） | | | | | |
| 流 動 資 産 | | | | | |
| 現 金 ・ 預 金 | *1 | | 3,501,780 | | 4,527,037 |
| 未 収 入 金 | *1 | | 146,056 | | 236,315 |
| 未収委託者報酬 | | | 1,775,081 | | 1,166,243 |
| 未収運用受託報酬 | *1 | | 336,934 | | 412,520 |
| その他未収収益 | *1 | | 543,280 | | 755,597 |
| 繰 延 税 金 資 産 | | | 138,400 | | 97,190 |
| そ の 他 | | | 29,500 | | 8,893 |
| 流 動 資 産 計 | | | 6,471,034 | | 7,203,797 |
| 固 定 資 産 | | | | | |
| 投資その他の資産 | | | 621,100 | | 533,670 |
| 繰延税金資産 | | 576,100 | | 488,670 | |
| ゴルフ会員権 | | 45,000 | | 45,000 | |
| 固 定 資 産 計 | | | 621,100 | | 533,670 |
| 資産合計 | | | 7,092,134 | | 7,737,467 |

| 期別 | | 第16期（平成23年3月31日） | | 第17期（平成24年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額（千円） | 内訳 | 金額（千円） |
| （負債の部） | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 88,427 | | 145,046 |
| 未払費用 | *1 | | 1,725,001 | | 1,350,117 |
| 未払消費税 | | | 35,098 | | 21,288 |
| 未払法人税等 | | | 683,561 | | 337,901 |
| 賞与引当金 | | | 137,694 | | 122,466 |
| その他 | | | 1,085 | | 3,249 |
| 流動負債計 | | | 2,670,868 | | 1,980,069 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 226,539 | | 291,417 |
| 固定負債計 | | | 226,539 | | 291,417 |
| 負債合計 | | | 2,897,407 | | 2,271,487 |
| （純資産の部） | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 2,200,000 | | 2,200,000 |
| 利益剰余金 | | | 1,994,727 | | 3,265,979 |
| 利益準備金 | | 550,000 | | 550,000 | |
| その他利益剰余金 | | 1,444,727 | | 2,715,979 | |
| 繰越利益剰余金 | | 1,444,727 | | 2,715,979 | |
| 純資産合計 | | | 4,194,727 | | 5,465,979 |
| 負債・純資産合計 | | | 7,092,134 | | 7,737,467 |

## (2) 【損益計算書】

| 期別 | | 第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） | | 第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額（千円） | 内訳 | 金額（千円） |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | 9,217,542 | | 8,948,072 | |
| 運用受託報酬 | *1 | 1,781,675 | | 1,523,631 | |
| その他営業収益 | *1 | 1,903,468 | | 2,079,932 | |
| 営業収益計 | | | 12,902,686 | | 12,551,636 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 4,505,445 | | 4,481,341 |
| 広告宣伝費 | | | 169,891 | | 143,998 |
| 調査費 | | | 76,555 | | 76,822 |
| 営業雑経費 | | | 61,581 | | 91,557 |
| 通信費 | | 5,236 | | 6,321 | |
| 印刷費 | | 2,899 | | 2,383 | |
| 協会費 | | 18,598 | | 19,197 | |
| その他 | *1 | 34,845 | | 63,653 | |
| 営業費用計 | | | 4,813,473 | | 4,793,720 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 2,809,103 | | 2,769,198 |
| 役員報酬 | | 270,801 | | 229,059 | |
| 給料・手当 | *1 | 1,618,194 | | 1,760,034 | |
| 賞与 | *1 | 920,107 | | 780,105 | |
| 交際費 | | | 42,685 | | 49,888 |
| 旅費交通費 | | | 73,588 | | 82,604 |
| 租税公課 | | | 40,230 | | 37,564 |
| 不動産賃借料 | | | 279,923 | | 259,656 |
| 退職給付費用 | | | 196,591 | | 265,690 |
| 事務委託費 | *1 | | 2,040,221 | | 1,884,416 |
| 諸経費 | | | 51,240 | | 75,972 |
| 一般管理費計 | | | 5,533,585 | | 5,424,992 |
| 営業利益 | | | 2,555,626 | | 2,332,923 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 798 | | 338 | |
| 為替差益 | | 24,194 | | 24,163 | |
| 雑収入 | | 2,141 | | 1,187 | |
| 営業外収益計 | | | 27,135 | | 25,688 |
| 経常利益 | | | 2,582,762 | | 2,358,612 |
| 税引前当期純利益 | | | 2,582,762 | | 2,358,612 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 1,264,249 | | 958,720 |
| 法人税等調整額 | | | △123,800 | | 128,640 |
| 当期純利益 | | | 1,442,312 | | 1,271,252 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

| 株主資本 | | | 第16期<br>（自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日） | 第17期<br>（自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日） |
|---|---|---|---|---|
| 資本金 | 当期首残高 | | 2,200,000 | 2,200,000 |
| | 当期変動額 | | － | － |
| | 当期末残高 | | 2,200,000 | 2,200,000 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | 当期首残高 | | 550,000 | 550,000 |
| | 当期変動額 | | － | － |
| | 当期末残高 | | 550,000 | 550,000 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | 当期首残高 | | 1,546,814 | 1,444,727 |
| | 当期変動額 | 剰余金の配当 | △1,544,400 | － |
| | | 当期純利益 | 1,442,312 | 1,271,252 |
| | 当期末残高 | | 1,444,727 | 2,715,979 |
| 利益剰余金合計 | 当期首残高 | | 2,096,814 | 1,994,727 |
| | 当期変動額 | | △102,087 | 1,271,252 |
| | 当期末残高 | | 1,994,727 | 3,265,979 |
| 株主資本合計 | 当期首残高 | | 4,296,814 | 4,194,727 |
| | 当期変動額 | | △102,087 | 1,271,252 |
| | 当期末残高 | | 4,194,727 | 5,465,979 |
| 純資産合計 | 当期首残高 | | 4,296,814 | 4,194,727 |
| | 当期変動額 | | △102,087 | 1,271,252 |
| | 当期末残高 | | 4,194,727 | 5,465,979 |

重要な会計方針

1．　引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

| 第16期<br>（平成23年3月31日） | 第17期<br>（平成24年3月31日） |
|---|---|
| 6,411千円 | 7,876千円 |

（2）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

2．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追 加 情 報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

| | 第16期<br>（平成23年3月31日） | 第17期<br>（平成24年3月31日） |
|---|---|---|
| 現金・預金 | 514,565 | 2,685,819 |
| 未収入金 | 12,057 | 1,383 |
| 未収運用受託収益 | 3,932 | 4,044 |
| その他未収収益 | 153,365 | 305,772 |
| 未払費用 | 47,495 | 111,449 |

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（単位：千円）

| | 第16期<br>（自　平成22年4月　1日<br>至　平成23年3月31日） | 第17期<br>（自　平成23年4月　1日<br>至　平成24年3月31日） |
|---|---|---|
| 運用受託報酬 | 9,428 | 3,626 |
| その他営業収益 | 334,026 | 530,376 |

| | | |
|---|---|---|
| 事務委託費 | 171,540 | 150,692 |
| 給料・手当 | 79,276 | 42,399 |
| 賞与 | 19,787 | - |
| 営業雑経費 その他 | 10,124 | 40,527 |

（株主資本等変動計算書関係）

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1． 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 21,600 | - | - | 21,600 |

2． 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | １株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成22年6月28日定時株主総会 | 普通株式 | 1,544,400 | 71,500 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月29日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1． 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 21,600 | - | - | 21,600 |

2． 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | １株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第17期定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 2,700,000 | 125,000 | 平成24年3月31日 | 第17期定時株主総会の翌日 |

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている

信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第16期（平成23年3月31日）　（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 3,501,780 | 3,501,780 | - |
| 未収委託者報酬 | 1,775,081 | 1,775,081 | - |
| 未収運用受託報酬 | 336,934 | 336,934 | - |
| その他未収収益 | 543,280 | 543,280 | - |
| 資産計 | 6,157,075 | 6,157,075 | - |
| 未払費用 | 1,725,001 | 1,725,001 | - |
| 未払法人税等 | 683,561 | 683,561 | - |
| 負債計 | 2,408,562 | 2,408,562 | - |

第17期（平成24年3月31日）　（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 4,527,037 | 4,527,037 | - |
| 未収委託者報酬 | 1,166,243 | 1,166,243 | - |
| 未収運用受託報酬 | 412,520 | 412,520 | - |
| その他未収収益 | 755,597 | 755,597 | - |
| 資産計 | 6,861,398 | 6,861,398 | - |
| 未払費用 | 1,350,117 | 1,350,117 | - |
| 未払法人税等 | 337,901 | 337,901 | - |
| 負債計 | 1,688,018 | 1,688,018 | - |

（注）1．金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2．金銭債権の決算日後の償還予定額

第16期（平成23年3月31日）　（単位：千円）

| | １年以内 | １年超 |
|---|---|---|
| 現金・預金 | 3,501,780 | - |
| 未収委託者報酬 | 1,775,081 | - |
| 未収運用受託報酬 | 336,934 | - |
| その他未収収益 | 543,280 | - |
| 合計 | 6,157,075 | - |

第17期（平成24年3月31日）　（単位：千円）

| | １年以内 | １年超 |
|---|---|---|
| 現金・預金 | 4,527,037 | - |
| 未収委託者報酬 | 1,166,243 | - |
| 未収運用受託報酬 | 412,520 | - |
| その他未収収益 | 755,597 | - |
| 合計 | 6,861,398 | - |

（退職給付関係）

1．　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券会社及びユービーエス・エイ・ジー銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2．　退職給付債務に関する事項　（単位：千円）

| | 第16期<br>（平成23年3月31日） | 第17期<br>（平成24年3月31日） |
|---|---|---|
| (1) 退職給付債務 | 763,195 | 804,804 |
| (2) 年金資産 | 536,656 | 513,386 |
| (3) 退職給付引当金 | 226,539 | 291,417 |

3．　退職給付費用に関する事項　（単位：千円）

| | 第16期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） | 第17期<br>（自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日） |
|---|---|---|
| (1) 勤務費用 | 136,961 | 135,018 |
| (2) 利息費用 | 8,408 | 9,685 |
| (3) 期待運用収益 | △2,537 | △3,112 |
| (4) 数理計算上の差異の費用処理額 | 4,599 | 75,513 |
| (5) 過去勤務債務 | 40,425 | - |
| 小計 | 187,857 | 217,104 |
| (6) 確定拠出年金拠出額 | 306 | 5,741 |
| (7) 特別退職金 | 8,428 | 42,845 |
| 合計 | 196,591 | 265,690 |

4．　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

（1）退職給付見込額の期間配分方法　　支給倍率基準

（2）割引率

| 第16期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） | 第17期<br>（自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日） |
|---|---|
| 1.31% | 1.00% |

（3）期待運用収益率

| 第16期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） | 第17期<br>（自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日） |
|---|---|
| 0.58% | 0.58% |

（4）過去勤務債務の処理年数　　発生時一括処理

（5）数理計算上の差異の処理年数　　発生時一括処理

（税効果会計関係）

1．　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

| | 第16期<br>（平成23年3月31日） | 第17期<br>（平成24年3月31日） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 33,500 | 25,940 |
| 未払事務所税 | 2,400 | 3,120 |
| 減価償却超過額 | 14,800 | 18,230 |
| 未払事業税 | 53,700 | 26,240 |
| 株式報酬費用 | 208,400 | 217,050 |
| 退職給付引当金 | 351,100 | 251,610 |
| 賞与引当金 | 48,600 | 41,890 |
| その他 | 2,000 | 1,780 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 合計 | 714,500 | 585,860 |

2．　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

| | 第16期<br>（平成23年3月31日） | 第17期<br>（平成24年3月31日） |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 40.65% | 40.65% |
| （調整） | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.62% | 3.44% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | - | 2.21% |
| その他 | △0.11% | △0.20% |
| 税効果会計適用後の法人税率等の負担率 | 44.16% | 46.10% |

3．　法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.65%から、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに解消が見込まれる一時差異については38.01%に変更し、平成28年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。この税率の変更により繰延税金資産の純額は52,030千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額

は同額増加しております。

（セグメント情報等）

1．　セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)　地域に関する情報

売上高

第16期（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

| 日本 | 米国 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 1,630,090千円 | 1,369,297千円 | 685,755千円 | 3,685,144千円 |

委託者報酬　9,217,542千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第17期（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

| 日本 | 米国 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 1,305,482千円 | 1,381,070千円 | 917,011千円 | 3,603,563千円 |

委託者報酬　8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3)　主要な顧客に関する情報

第16期（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

| 相手先 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|---|---|---|
| UBSグループ（*1） | 2,055,053千円 | 投資運用 |

第17期（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

| 相手先 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|---|---|---|
| UBSグループ（*1） | 2,298,081千円 | 投資運用 |

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）　UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（1）親会社

| 種類 | 会社等の名称 | 住　所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有（被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ユービーエス.エイ.ジー（ロンドン証券取引所他上場） | スイス・チューリッヒ | 3.8億スイスフラン | 銀行、証券業務 | (被所有) 100% | 金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費 | 金銭の預入れ | | 現金 ・ 預金 | 514,565 |
| | | | | | | | 増加 | 5,274,305 | | |
| | | | | | | | 減少 | 4,981,191 | | |
| | | | | | | | | | 未収入金 | 12,057 |
| | | | | | | | その他営業収益 | 334,026 | その他未収収益 | 153,365 |
| | | | | | | | 運用受託報酬 | 9,428 | 未収運用受託報酬 | 3,932 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 171,540 | 未払費用 | 47,495 |
| | | | | | | | 給料・手当 | 79,276 | | |
| | | | | | | | 賞与 | 19,787 | | |
| | | | | | | | 営業雑経費-その他 | 10,124 | | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2．　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 住　所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社等 | ユービーエス証券会社 | 東京都千代田区大手町 | 600億円 | 証券業 | なし | 資産運用業務<br>人件費の立替<br>人件費、社会保険料などの立替 | 運用受託報酬<br>人件費（受取）<br>事務委託費<br>不動産賃借料 | 11,949<br>45,963<br>276,412<br>254,126 | 未収入金<br>未収運用受託報酬<br>未払費用 | 132,611<br>5,004<br>227,983 |
| | UBS Securities LLC | 米国・ウィルミントン | 22,205百万米国ドル | サービス業 | なし | 人件費の立替 | 給料・手当 | 132 | - | - |
| | UBS Realty Investors LLC | 米国・ボストン | 9.3百万米国ドル | 資産運用業 | なし | 人件費の立替 | 給料・手当 | 14,864 | 未払費用 | 127 |
| | UBS Fund Management (Switzerland) AG | スイス・バーゼル | 1百万スイスフラン | 資産運用業 | なし | 資産運用業務 | 運用受託報酬 | 18,043 | 未収運用受託報酬 | 611 |
| | UBS Global Asset Management (Australia) Ltd | オーストラリア・シドニー | 8百万オーストラリアドル | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>事務委託費 | 164,224<br>271,073 | その他未収収益<br>未払費用 | 9,743<br>86,409 |
| | UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd | シンガポール | 4.0百万シンガポールドル | 資産運用業 | なし | 人件費の立替<br>資産運用業務に関する事務委託 | その他営業収益<br>人件費（受取）<br>事務委託費 | 3,666<br>21,767<br>38,862 | その他未収収益<br>未払費用 | 3,666<br>24,098 |
| | UBS Global Asset Management (UK) Ltd | 英国・ロンドン | 125百万英国ポンド | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>運用受託報酬<br>事務委託費 | 32,254<br>77,805<br>424,335 | その他未収収益<br>未収運用受託報酬<br>未払費用 | 15,223<br>25,553<br>221,711 |
| | UBS Global AM Holdings Ltd | 英国・ロンドン | 151.4百万英国ポンド | 資産運用業 | なし | 人件費の立替 | 人件費（受取） | 16,084 | 未収入金 | 2,773 |
| | UBS Global Asset Management (Americas) Inc | 米国・シカゴ | 1米国ドル | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>事務委託費<br>給料・手当 | 347,918<br>170,328<br>48,596 | その他未収収益<br>未払費用 | 108,209<br>72,535 |
| | UBS Alternative and Quantitative Investment LLC | 米国・ウィルミントン | 10万米国ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 | その他営業収益 | 583,691 | その他未収収益 | 152,478 |
| | UBS O'Connor LLC | 米国・シカゴ | １百万米国ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 | その他営業収益 | 437,687 | その他未収収益 | 100,594 |
| | UBS Fund Management Lux. SA | ルクセンブルグ | 10百万ユーロ | 資産運用業 | なし | 資産運用業務 | 運用受託報酬 | 33,290 | 未収運用受託報酬 | 967 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．　事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

　　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2．　立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

3．　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第17期（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

（1）親会社

| 属性 | 会社等の名称 | 住　所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ユービーエス.エイ.ジー（ロンドン証券取引所他上場） | スイス・チューリッヒ | 3.8億スイスフラン | 銀行、証券業務 | (被所有)100% | 金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費 | 金銭の預入れ | | 現金　・　預金 | 2,685,819 |
| | | | | | | | 増加 | 4,896,377 | | |
| | | | | | | | 減少 | 2,591,640 | | |
| | | | | | | | | | 未収入金 | 1,383 |
| | | | | | | | 運用受託報酬 | 3,626 | 未収運用受託報酬 | 4,044 |
| | | | | | | | その他営業収益 | 530,376 | その他未収収益 | 305,772 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 150,692 | 未払費用 | 111,449 |
| | | | | | | | 給料・手当 | 42,399 | | |
| | | | | | | | 営業雑費用-その他 | 40,527 | | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住　所 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社等 | ユービーエス証券会社 | 東京都千代田区大手町 | 600億円 | 証券業 | なし | 資産運用業務<br>人件費の立替<br>人件費、社会保険料などの立替 | 運用受託報酬<br>人件費（受取）<br>事務委託費<br>不動産関係費 | 10,573<br>42,839<br>281,133<br>235,256 | 未収運用受託報酬<br>未収入金<br>未払費用 | 4,480<br>234,931<br>231,336 |
| | UBS Securities LLC | 米国・ウィルミントン | 22,205百万米国ドル | サービス業 | なし | 人件費の立替 | 給料・手当 | 53 | - | - |
| | UBS Realty Investors LLC | 米国・ボストン | 9.3百万米国ドル | 資産運用業 | なし | 人件費の立替 | 給料・手当 | 5,713 | - | - |
| | UBS Fund Management (Switzerland) AG | スイス・バーゼル | 1百万スイスフラン | 資産運用業 | なし | 資産運用業務 | 運用受託報酬 | 10,920 | 未収運用受託報酬 | 502 |
| | UBS Global Asset Management (Australia) Ltd | オーストラリア・シドニー | 40百万オーストラリアドル | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>事務委託費 | 182,048<br>392,957 | その他未収収益<br>未払費用 | 40,403<br>108,002 |
| | UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd | シンガポール | 4百万シンガポールドル | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>事務委託費 | 16,609<br>56,861 | その他未収収益<br>未払費用 | 4,424<br>23,047 |
| | UBS Global Asset Management (UK) Ltd | 英国・ロンドン | 125百万英国ポンド | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | 運用受託報酬<br>その他営業収益<br>事務委託費 | 72,139<br>78,795<br>266,409 | 未収運用受託報酬<br>その他未収収益<br>未払費用 | 30,761<br>13,851<br>106,036 |
| | UBS Global AM Holdings Ltd | 英国・ロンドン | 151.4百万英国ポンド | 資産運用業 | なし | 人件費の立替 | 人件費（受取） | 20,263 | - | - |
| | UBS Global Asset Management (Americas) Inc. | 米国・シカゴ | 1米国ドル | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | 運用受託報酬<br>その他営業収益<br>事務委託費<br>給料・手当 | 8,634<br>339,396<br>221,183<br>75 | 未収運用受託報酬<br>その他未収収益<br>未払費用 | 6,845<br>103,751<br>43,004 |
| | UBS Alternative and Quantitative Investments LLC | 米国・ウィルミントン | 10万米国ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 | その他営業収益 | 639,715 | その他未収収益 | 164,926 |
| | UBS O'Connor LLC | 米国・シカゴ | 1百万米国ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 | その他営業収益 | 277,150 | その他未収収益 | 87,827 |
| | UBS Fund Management (Luxembourg) S. A. | ルクセンブルグ | 10百万ユーロ | 資産運用業 | なし | 資産運用業務 | 運用受託報酬 | 38,577 | 未収運用受託報酬 | 1,295 |
| | UBS / Gemdale Investment Management Limited | モーリシャス共和国 | 2万米国ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 | その他営業収益 | 12,546 | その他未収収益 | 12,546 |
| | UBS Global Asset Management (HongKong) Limited | 香港 | 25百万香港ドル | 資産運用業 | なし | 資産運用業務 | その他営業収益<br>事務委託費 | 3,292<br>36,311 | その他未収収益<br>未払費用 | 4,295<br>9,708 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．　事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

　　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2．　立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

3．　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

| | 第16期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） | 第17期<br>（自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日） |
|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 194,200円33銭 | 253,054円61銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 66,773円73銭 | 58,854円27銭 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第16期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） | 第17期<br>（自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日） |
|---|---|---|
| 当期純利益（千円） | 1,442,312 | 1,271,252 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | ― | ― |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 1,442,312 | 1,271,252 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 21,600 | 21,600 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

**1.　当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。**

**また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。**

**2.　当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成24年4月 1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。**

## (1) 中間貸借対照表

| 期別 | | 第18期 中間会計期間末<br>（平成24年9月30日） | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額<br>（千円） |
| （資産の部） | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | | 2,972,047 |
| 未収入金 | | | 12,088 |
| 未収委託者報酬 | | | 833,982 |
| 未収運用受託報酬 | | | 437,339 |
| その他未収収益 | | | 645,586 |
| 繰延税金資産 | | | 211,610 |
| その他 | | | 39,520 |
| 流動資産計 | | | 5,152,174 |
| 固定資産 | | | |
| 投資その他の資産 | | | 556,760 |
| 繰延税金資産 | | 511,760 | |
| ゴルフ会員権 | | 45,000 | |
| 固定資産計 | | | 556,760 |
| 資産合計 | | | 5,708,934 |

| 期別 | | 第18期 中間会計期間末<br>（平成24年9月30日） | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額<br>（千円） |
| （負債の部） | | | |
| 流動負債 | | | |
| 預り金 | | | 41,577 |
| 未払費用 | | | 1,028,759 |
| 未払消費税 | | | 30,465 |
| 未払法人税等 | | | 586,704 |
| 賞与引当金 | | | 399,950 |
| その他 | | | 1,432 |
| 流動負債計 | | | 2,088,889 |
| 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | | | 250,438 |
| 固定負債計 | | | 250,438 |
| 負債合計 | | | 2,339,327 |
| （純資産の部） | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | 2,200,000 |
| 利益剰余金 | | | 1,169,606 |
| 利益準備金 | | 550,000 | |
| その他利益剰余金 | | 619,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 619,606 | |
| 純資産合計 | | | 3,369,606 |
| 負債・純資産合計 | | | 5,708,934 |

## (2) 中間損益計算書

| 期別 | | 第18期 中間会計期間<br>自 平成24年4月1日<br>至 平成24年9月30日 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額（千円） |
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 4,495,403 | |
| 運用受託報酬 | | 685,878 | |
| その他営業収益 | | 968,085 | |
| 営業収益計 | | | 6,149,366 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | | 2,308,429 |
| 広告宣伝費 | | | 46,902 |
| 調査費 | | | 42,215 |
| 営業雑経費 | | | 39,301 |
| 通信費 | | 3,857 | |
| 印刷費 | | 620 | |
| 協会費 | | 8,865 | |
| その他 | | 25,957 | |
| 営業費用計 | | | 2,436,848 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | | 1,397,494 |
| 役員報酬 | | 118,093 | |
| 給料・手当 | | 868,581 | |
| 賞与 | | 410,818 | |
| 交際費 | | | 34,564 |
| 旅費交通費 | | | 39,254 |
| 租税公課 | | | 19,935 |
| 不動産賃借料 | | | 124,619 |
| 退職給付費用 | | | 91,558 |
| 事務委託費 | | | 932,464 |
| 諸経費 | | | 29,311 |
| 一般管理費計 | | | 2,669,202 |
| 営業利益 | | | 1,043,316 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息 | | 103 | |
| 雑収入 | | 63 | |
| 営業外収益計 | | | 167 |
| 営業外費用 | | | |
| 為替差損 | | 6,330 | |
| 営業外費用計 | | | 6,330 |
| 経常利益 | | | 1,037,153 |
| 税引前中間純利益 | | | 1,037,153 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 571,036 |
| 法人税等調整額 | | | △ 137,510 |
| 中間純利益 | | | 603,627 |

## (3)　中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

| 株主資本 | | | 第18期 中間会計期間<br>自 平成24年 4月 1日<br>至 平成24年9月30日 |
|---|---|---|---|
| 資本金 | 当期首残高 | | 2,200,000 |
| | 当中間期変動額 | | － |
| | 当中間期末残高 | | 2,200,000 |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | 当期首残高 | | 550,000 |
| | 当中間期変動額 | | － |
| | 当中間期末残高 | | 550,000 |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | 当期首残高 | | 2,715,979 |
| | 当中間期変動額 | 剰余金の配当 | △ 2,700,000 |
| | | 当中間純利益 | 603,627 |
| | 当中間期末残高 | | 619,606 |
| 利益剰余金合計 | 当期首残高 | | 3,265,979 |
| | 当中間期変動額 | | △ 2,096,372 |
| | 当中間期末残高 | | 1,169,606 |
| 株主資本合計 | 当期首残高 | | 5,465,979 |
| | 当中間期変動額 | | △ 2,096,372 |
| | 当中間期末残高 | | 3,369,606 |
| 純資産合計 | 当期首残高 | | 5,465,979 |
| | 当中間期変動額 | | △ 2,096,372 |
| | 当中間期末残高 | | 3,369,606 |

（重要な会計方針）

1．　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2．　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

注 記 事 項

（中間株主資本等変動計算書関係）

第18期 中間会計期間
自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 21,600 | - | - | 21,600 |

2．配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第17期定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 2,700,000 | 125,000 | 平成24年3月31日 | 第17期定時株主総会の翌日 |

（金融商品関係）

第18期 中間会計期間
自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日

1． 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 2,972,047 | 2,972,047 | - |
| 未収委託者報酬 | 833,982 | 833,982 | - |
| 未収運用受託報酬 | 437,339 | 437,339 | - |
| その他未収収益 | 645,586 | 645,586 | - |
| 資 産 計 | 4,888,955 | 4,888,955 | - |
| 未払費用 | 1,028,759 | 1,028,759 | - |
| 未払法人税等 | 586,704 | 586,704 | - |
| 負 債 計 | 1,615,463 | 1,615,463 | - |

（注）1.金融商品の時価の算定方法
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（セグメント情報）

第18期 中間会計期間
自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日

1． セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2． 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

| 日本 | 米国 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 556,420千円 | 733,227千円 | 364,315千円 | 1,653,963千円 |

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 4,495,403千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(3) 主要な顧客に関する情報

| 相手先 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|---|---|---|
| UBSグループ（*1） | 1,097,542千円 | 投資運用 |

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1） UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

（1株当たり情報）

第18期 中間会計期間
自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日

1株当たり純資産額 156,000円32銭
1株当たり中間純利益金額 27,945円70銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益 603,627千円
普通株式に係る中間純利益 603,627千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数 21,600

# 独立監査人の中間監査報告書

平成25年3月8日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　英 公一　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　湯原 尚　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ＵＢＳアジア株式リスク・コントロール・ファンドの平成24年7月27日から平成25年1月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興ＵＢＳアジア株式リスク・コントロール・ファンドの平成25年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年7月27日から平成25年1月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

# 独立監査人の監査報告書

平成２４年6月２６日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上 野 佐 和 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊 藤 志 保 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第１７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**（注）上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**

**委託会社の監査報告書（中間）へ**

# 独立監査人の中間監査報告書

平成２４年１２月３日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上野 佐和子 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤 志保　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第１８期事業年度の中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**

**委託会社の監査報告書（当期）へ**